

[埼玉県ふるさと認証食品]

ビールの認証基準

第1条 適用の範囲

この基準は、埼玉県内で生産された麦、米、とうもろこし、こうりゃん、ばれいしょ、その他の原材料から加工されたでんぷんを使用して製造されたビールに適用する。

第2条 定義

この定義において、次の表の左欄に掲げる用語の定義は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

用語	定義
ビール	酒税法（昭和28年法律第6号）第2条に定義する酒類のうち、同法第3条第12号に掲げる「ビール」をいう。

第3条 品質及び品質表示

ビールの品質及び品質表示の基準は、次のとおりとする。

区分		基準	
品質	性状	香味が良好であり、かつ異味異臭がないこと。	
	原材料	食品添加物以外の原材料	酒税法施行令（昭和37年政令第97号）に基づき、次に掲げるもの以外を使用していないこと。 1 埼玉県産の麦、米、とうもろこし、こうりゃん、ばれいしょ 2 埼玉県産の原材料から加工されたでん粉 3 糖類 4 ホップ
		食品添加物	使用していないこと。
	異物	混入していないこと。	
	内容量	表示内容に適合していること。	

表 示	表示事項及び 表示禁止事項	「酒税の保全及び種類業組合等に関する法律（昭和28年法律第7号）」、「酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達（第8編第1章）」、「未成年者の飲酒防止に関する表示基準（平成元年国税庁告示第9号）」、「ビールの表示に関する公正競争規約（昭和54年校正取引委員会告示第60号）」、「食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）」に従うこと。また、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）や健康増進法（平成14年法律第103号）等の関連法令を遵守すること。
	特別表示事項	認証品については「埼玉県産麦100%使用」等と表示することができる。

第4条 製造管理

- (1) 製造にあたっては、食品衛生法（昭和22年法律第233号）及び食品衛生法施行条例（平成12年埼玉県条例第22号）の遵守に努め、衛生に十分注意し、製造工程ごとに適正な管理を行うこと。
- (2) 食品衛生法施行条例で定める食品衛生責任者が1人以上いること。

第5条 認証方法

認証のための審査は、埼玉県ふるさと認証食品認証要綱に基づき行う。

第6条 技術指導等

認証を受けた製造事業所は、国、県関係機関等が実施する製造技術、品質管理、衛生等に関する指導を積極的に受けるよう努めること。

附 則

この基準は、平成26年2月14日から適用する。

附 則

この基準は、平成29年4月1日から適用する。